

平成 30 年度第 1 回釜石市介護保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 6 日（火）18:00～
- 2 場 所 釜石市保健福祉センター9 階 講義室
- 3 出席者等 出席委員 10 人  
小泉嘉明委員（会長）、清野信雄委員（副会長）、内田安子委員、久喜眞委員、工藤和子委員、栗澤稔委員、佐々木てる子委員、佐野和子委員、鈴木勝委員、古川明良委員
- 4 欠席委員 2 人 澤田政男委員、山口和子委員
- 5 事務局出席者 千葉敬保健福祉部長  
高齢介護福祉課 長野勝課長、佐々木義友課長補佐、村山明子事業所指導監査担当係長、遠野志保高齢介護担当係長
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項 (1)平成 29 年度釜石市介護保険事業特別会計決算について（報告）  
(2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業における新規サービスについて（協議）  
(3)その他
- 8 開催経過 小泉会長が議長となり、議事を進行した。
- 9 開催結果 事務局案のとおり了承された。

主な発言は以下のとおり

- 小 泉 会 長：(1)「平成 29 年度釜石市介護保険事業特別会計決算について」事務局から説明します。
- 事 務 局：(1)「平成 29 年度釜石市介護保険事業特別会計決算について」を説明。
- 小 泉 会 長：本案件は、「報告事項」ですが、ご質問、ご意見等がありますか。
- 小 泉 会 長：釜石市の介護保険料の確認ですが。
- 事 務 局：第 7 期計画の保険料基準額は月額 5,329 円です。
- 小 泉 会 長：第 1 号被保険者のうちの 75 歳以上の割合はどうなっているのか。
- 事 務 局：平成 29 年度の後期高齢者 75 歳以上の方が 7,330 人になっておりますので、第 1 号被保険者数の中の割合は 56%となっています。
- 小 泉 会 長：報告事項については、事務局説明のとおりとしてよろしいでしょうか。
- 全 委 員：はい。
- 小 泉 会 長：(2)「新しい介護予防・日常生活支援総合事業における新規サービスについて」事務局から説明します。
- 事 務 局：(2)「新しい介護予防・日常生活支援総合事業における新規サービスについて」を説明。
- 小 泉 会 長：本案件は、「協議事項」ですが、ご質問、ご意見等がありますか。

- 鈴木委員：訪問型サービスBのゴミ出しは、すごくいいなと思って聞いていた。通所型の方は、地域の人たちを中心に、住民主体でやるということか。
- そうなると、従前の事業所による通所のサービスを圧迫するようなことにならないか。
- 古川委員：例えば人材の基準なんか見ても、既存の、今までやってきた施設から職員が動いていった場合を考えると、本来の介護事業所による重度の方への介護が、人材的に確保できなくなるという流れも一方で実は出てくる。新しい事業を始めることによって、いろんな面が出てくるということをみんながよく考えておく必要がある。
- 栗澤委員：通所型サービスBの体操とか運動を行う人は要支援1か2の方が対象か。
- 事務局：要支援者と基本チェックリスト該当者が対象となる。
- 栗澤委員：要支援1,2の方は、運動や体操が可能だろうか。
- 鈴木委員：既存の介護事業所のデイサービスが遠くて、地域の公民館を利用してこぢんまりとやりましょうということだったら成立するかもしれない。
- 事務局：サービスBの住民主体の訪問型は、対象が要支援1,2及び基本チェックリスト該当者に限定されますが、通所型は、要支援者及び基本チェックリスト該当の方が1人以上いれば、補助金の対象としています。現在、地域で行われているサロンや体操教室のような活動についても、このサービスBの通所型で対応ができるのではないかと思います。
- 事務局：介護人材の不足によって、本来、介護サービスが必要となる重度の要介護の方々にサービス提供が困難になることが懸念されていることから、地域の住民や元気な高齢者に支える側に立ってもらい、地域でサービスを必要とする高齢者に対して、多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めることが目的となっている。
- 栗澤委員：社会福祉協議会で実施している既存の「ふれあい教室」と同じように実施すればいいのではないか。ただ、その教室のトレーナーの仕事がなくなるのではないかとということが心配だ。
- 鈴木委員：このサービスB（通所型）を社会福祉協議会で実施すればいいということか。
- 清野委員：この事業の趣旨は、できれば地域の人たちに支える側に立って欲しいということではないか。
- 事務局：今までよりも幅広く元気な高齢者を作りたいというのがこの事業の目的となっている。
- 久喜委員：この事業を本気でやるとなれば、いろいろなところとの調整が必要になる。1,2年は、既存の地域の活動を整理しながら積み重ねていくことが

現実的ではないか。

古川委員：新制度に変に乗ってしまおうと、止められなくなってしまうのが怖い。  
そのバランスがなかなか難しい。

小泉会長：この事業に対して、国からの補助金はあるのか。

事務局：介護保険の地域支援事業の中で、国、県、市の負担割合が決まっている。

久喜委員：この事業に興味を示している団体はあるのか。

事務局：サービスAについては、少ないですが興味を示している事業所がある。  
サービスBの通所型は、各地域で活動している既存のサークル等がありますので、そのような団体が興味を示してくれるのではないかと  
思っている。訪問型は、これから関係者と協議していきたいと考えている。

久喜委員：サービスAの通所型で、既存のデイサービスを実施している事業所は、  
手を挙げないと思うが、デイサービスを実施していない小さな介護事業  
所が興味を示す可能性がある。

栗澤委員：サービスBの通所型は、月4回の開催が条件か。

事務局：月2回以上を条件としていて、補助金の限度は、月4回までとなっている。  
る。

栗澤委員：「ふれあい教室」は毎月1回の開催となっている。

古川委員：介護事業者としては、この事業によって介護人材の流出が心配になる。

事務局：あくまでも、住民主体のサービスBは、資格を持った介護の専門職では  
なくて、地域住民や地域の元気な高齢者が主体になりますので、介護事  
業所を圧迫するということにはならないと思う。サービス利用者からみ  
ればサービスの選択肢が広がることになる。

小泉会長：事務局案にご異議ありませんか。

全委員：はい。

小泉会長：それでは、原案のとおり了承するものとします。

小泉会長：次に、(3)「その他」として事務局から説明はありますか。

事務局：ありません。

小泉会長：以上で、介護保険運営協議会の本日の議事を終了します。